

輸出事業計画の認定規程

令和2年4月1日
(最終改正：令和4年10月1日)
農林水産大臣決定

第1 趣旨

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）第37条、第38条及び第61条並びに農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年農林水産省令第22号。以下「規則」という。）第1条及び第4条から第6条までの規定に基づき、輸出事業計画の認定の申請様式その他の輸出事業計画の実施等に必要な手続を定める。

第2 輸出事業計画の申請手続

- 1 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者が、単独で又は共同して、輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けようとするときは、様式1により申請するものとする。
- 2 輸出事業計画の認定を申請する者が、法第39条の規定により、農地法（昭和27年法律第229号）の特例（農地転用の許可みなし）を受けようとするときは、様式1-1及び様式1-2-1又は様式1-2-2を添付して申請するものとする。
なお、法第37条第7項の同意が迅速かつ円滑に行われるよう、申請する者は、輸出事業計画に記載することを予定している事項について農業委員会に対し事前に相談するとともに、当該農業委員会を通じ、都道府県等（農地法第4条第1項第2号に規定する「都道府県等」をいう。）との間で事前に調整を行うことが望ましいこととする。
- 3 輸出事業計画の認定を申請する者が、法第40条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）の特例（債務保証）を受けようとするとき、または第42条の規定により、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）の特例（スタンドバイ・クレジット）を受けようとするときは、様式1（別紙）にその旨を記載して申請するものとする。
- 4 輸出事業計画の認定を申請する者が、法第41条の規定により、株式会社日本政策金融公庫法の特例（長期低利資金の貸付け）を受け、株式会社日本政策金融公庫又

は沖縄振興開発金融公庫による資金の貸付けの対象となろうとするときは、様式1-1（資金使途に、施設の整備が含まれる場合に限る）及び様式1-3（申請者が農林水産事業者等の場合は不要）を添付して申請するものとする。

5 輸出事業計画の認定を申請する者が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第13条の2第1項若しくは第46条の2第1項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第46条の2第1項若しくは第68条の34第1項の規定により割増償却の適用を受けようとするときは、様式1-1及び様式1-4を添付して申請するものとする。

6 輸出事業計画の認定を申請する者が、第5の規定に基づく支援の対象となろうとするとき、GFPグローバル産地づくり推進事業活用産地であるとき又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「実行戦略」という。）に基づきリスト化された輸出産地・事業者であるときは、様式1にその旨を記載して申請するものとする。

第3 輸出事業計画の認定手続

1 申請者の要件

輸出事業計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 輸出事業計画に基づく事業を的確に実施できる能力を有する個人や団体であること。
- (2) 申請者本人及び輸出事業計画を実施するための法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。
- (3) GFPコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）に登録していること。

なお、GFPとは、Global Farmers/Fishermen/Foresters/Food Manufacturers Projectの略称であり、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出を促進するための農林水産省によるプロジェクトの名称である。

2 認定手続

(1) 第2の2及び第2の6の規定に基づく輸出事業計画の認定申請者は、認定申請書（様式1及び必要に応じて添付される様式1-1、1-2-1又は1-2-2、1-3、1-4）と併せて、公表用資料（様式2）を都道府県知事に提出する。都道府県知事は1に定める要件及び3に定める認定基準が満たされているかを確認し、必要に応じて申請者にヒアリング等を行い基準が満たされるよう計画を補正させることとする。

なお、様式1-1及び1-2-1又は1-2-2が添付されている場合には、その内容が農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合又は同法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合のいずれにも該当しないことを確認することとする。

都道府県知事は、1に定める要件及び3に定める認定基準が満たされたと判断した場合は、申請のあった認定申請書及び公表用資料を、当該都道府県を管轄する地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）に提出する。

(2) 第2の2及び第2の6の規定に基づく輸出事業計画以外の輸出事業計画の認定申請者は、認定申請書（様式1及び必要に応じて添付される様式1-1、1-3、1-4）を、都道府県知事ではなく、地方農政局長等に直接提出することとする。

(3) 認定申請書及び公表用資料の提出を受けた地方農政局長等は、1に定める要件及び3に定める認定基準が満たされているかを確認し、必要に応じて都道府県知事又は申請者に対してヒアリング等を行い、認定基準が満たされたと判断した場合は、認定申請書及び公表用資料を輸出・国際局長に提出する。

輸出・国際局長は提出された輸出事業計画の内容について、必要に応じてヒアリング等を行い、法第37条第4項の規定及び3に定める認定基準に基づき審査した上で、農林水産大臣が計画を認定する。この認定に際し、第2の2の規定に基づく輸出事業計画については、法第37条第7項の規定に基づく都道府県知事等への協議手続を行うものとする。

なお、実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者が提出した計画については、当該計画の内容確認及び輸出産地との調整は品目担当課が行うこととする。

(4) 輸出・国際局長は、第2の2及び第2の6の規定に基づく輸出事業計画の認定申請者に対しては、申請を受理した地方農政局長等及び都道府県知事を通じて農林水産大臣による認定を通知し、第2の2及び第2の6の規定に基づく輸出事業計画以外の輸出事業計画の認定申請者に対しては、申請を受理した地方農政局長等を通じて通知する。

(5) 認定された輸出事業計画（第2の2及び第2の6の規定に基づく輸出事業計画

に限る。)は、公表用資料を農林水産省のホームページ上で公表する。

- (6) 輸出事業計画の認定後に計画を変更する必要がある場合、当該計画の認定を受けた者は、速やかに、(1)及び(2)に準じて、輸出事業計画の変更認定申請書(様式3)を提出し、農林水産大臣による輸出事業計画の変更の認定を受けるものとする。農林水産大臣により輸出事業計画の変更の認定が行われた場合、輸出・国際局長から当該計画の変更の認定を受けた者に対して、(4)に準じて通知する。

なお、認定された輸出事業計画の取下げを行うときは、輸出・国際局長に対して、その理由とともに取下げの報告を行うものとする。

3 認定基準

輸出事業計画の認定・変更にあたっては、以下の基準が満たされているかを確認することとする。

- (1) ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。
- (2) 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。
- (3) 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
- (4) 輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、独立行政法人日本貿易振興機構、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

4 認定の取消し

- (1) 法第38条第2項の規定に基づく、認定輸出事業計画の取消事由は、次によるものとする。
 - ① 法第37条第4項の規定に該当しないものと認められるに至ったとき。
 - ② 認定輸出事業者が、認定輸出事業計画に従って輸出事業を実施していないと認められるとき。
- (2) 取消しにあたっての具体的な手続については、別紙によるものとする。

第4 輸出事業計画の進捗管理

- 1 輸出事業計画の認定を受けた者は、毎年、当該計画の実現に向けた具体的な取組の実行、評価・検証及び改善(PDCA)を行い、具体的な海外の規制・ニーズに対応した農林水産物及び食品の生産等を進めるものとする。
- 2 輸出・国際局長及び地方農政局長等は、輸出事業計画の計画期間中、毎年ヒアリ

ング等による進捗管理を行うとともに、必要に応じて改善等の指示・アドバイスを行う。

3 輸出事業計画の認定を受けた者等は、輸出・国際局長及び地方農政局長等や都道府県知事から求めがあった場合は、ヒアリング等に協力する。

4 第2の2及び第2の6の規定に基づく輸出事業計画の認定を受けた者は、当該計画の実施期間の終了後遅滞なく、申請を受理した地方農政局長等及び都道府県知事を通じて、実施状況報告書（様式4）を輸出・国際局長に提出する。

第2の2及び第2の6の規定に基づく輸出事業計画以外の輸出事業計画の認定を受けた者は、当該計画の実施期間の終了後遅滞なく、申請を受理した地方農政局長等を通じて、実施状況報告書（様式4）を輸出・国際局長に提出する。

第5 輸出事業計画の認定を受けた者に対する支援

1 支援チームによるサポート等

輸出事業計画の認定を受けた者に対しては、国の関係機関、独立行政法人日本貿易振興機構、都道府県、専門家等からなる支援チームを組み、継続的・一元的なサポートを行う。

(1) 支援チームは、輸出事業計画の認定後、速やかに立ち上げるものとする。当該計画の申請を受理した地方農政局等は、チーム員（担当者）の名前・連絡先等のリストを作成し、当該輸出事業計画の認定を受けた者等の関係者とチーム員に共有するものとする。

(2) チーム員は、輸出事業計画に基づく取組の進捗の把握に努め、必要に応じて、アドバイス等の支援を行う。

2 関連事業による支援

輸出事業計画の認定を受けた者が、当該計画に基づく取組を進めるに当たって、以下のURLで公表する事業を活用する場合には、採択時に優先採択等を講ずることとする。

なお、各事業の支援内容、要件等の詳細については、各事業の実施要綱等の関係通知に定めるところによるものとする。

URL：<http://www.maff.go.jp/shokusan/export/gfp/gfpglobal.html>

附 則（令和4年9月15日付け4輸国第2594号）

1 この改正は、令和4年10月1日から施行する。

2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法

律第 49 号) による改正前の法に基づき、株式会社日本政策金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設、食品等生産販売提携型施設）又は食品産業品質管理高度化促進資金の貸付けを受けた認定輸出事業者が第 4 の 4 の規定に基づき実施状況報告書を提出する場合には、改正前の本規程様式 4 を用いることとする。

(別紙) 輸出事業計画の認定取消しについて

1 取消しに当たっての留意事項

- (1) 農林水産省は、認定輸出事業者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合に、当該認定の取消しを行うこととする。
- (2) 認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、計画の審査に関与した関係機関等の意見も聴取した上で措置することとする。なお、認定の取消しは行政手続法（平成5年法律第88号）に規定する不利益処分に該当することに留意する。

2 認定の取消し手続

- (1) 認定事業者に対し、事前に認定を取り消す旨及び聴聞を行う旨を通知した上で、聴聞を行う。
- (2) 認定の取消しが相当と判断した場合に、認定を取り消し、その旨を認定輸出事業者に通知する（認定の通知と同様、地方農政局又は都道府県経由で通知する。）。

3 認定取消しに伴う各種支援措置に係る対応

- (1) 輸出事業計画の認定を取り消された者が、当該輸出事業計画の実施に必要な資金として、株式会社日本政策金融公庫の資金を借り入れている場合、当該借入金については繰上償還等の手続が必要となる。また、公益財団法人食品等流通合理化促進機構等の債務保証を受けている場合は、当該保証の中止の手続が必要となる。このため、輸出支援課は融資機関等に認定が取り消された旨を通知するとともに、認定を取り消された者に対し、すみやかに融資機関等に認定が取り消された旨を報告するよう指示する。
- (2) 輸出事業計画の認定を取り消された者が、輸出事業計画の認定が要件となっている補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の要綱・要領等に基づき、交付決定の取消し等の手続が必要となる。このため、輸出支援課は補助金の担当部局に認定が取り消された旨を報告するとともに、認定を取り消された者に対し、すみやかに補助金の担当部局に連絡し必要な手続を行うよう指示する。

様式 1

輸出事業計画認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき、別紙の輸出事業計画について認定を受けたいので申請します。

(記載上の注意)

1. 共同申請者がいる場合には、行を増やして全ての申請者が記名すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式1 (別紙)

輸出事業計画

1 基本情報

申請者名	〇〇輸出拡大協議会	品目	××××
都道府県名	●●県	産地のエリア又は事業実施地区	△△地区
市町村名	▼▼市	事業実施期間	年 月 ~ 年 月
申請者の事業概要			

2 輸出に当たってのニーズの把握状況 (背景と根拠)

--

3 課題と取組内容 (輸出の拡大を図るため、生産、製造、加工、物流、販売等の改善を図る取組を記載)

--

※農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者に係る計画については、輸出重点品目ごとの輸出目標を踏まえた内容を記載すること。

4 現在の商流の状況と今後の商流の展開

--

5 事業の組織体系図及び連携体制図

--

6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標

(輸出品目：○○○○)

		現状 (令和○年)	目標年 (令和○年)	備考
▲▲地区	輸出額(千円)			
	輸出量(kg)			
	輸出先国			
	生産量/取扱量(kg)			

※ 生産地区が複数にわたる場合については、それぞれ別葉で記載すること。

※ 目標とする時期は、事業計画最終年の1年間とする。

7 資金計画

(単位：千円)

年度	事業内容	事業費 (必要な 資金の 額)	内訳		備考
			設備資金(調達方法 ・金額)	運転資金(調達 方法・金額)	
令和 ○年度	○○加工場の整備	560,000	○○○○○事業補助 金：100,000千円 農林水産物・食品輸 出基盤強化資金： 140,000千円 融資(○○銀行)： 100,000千円 自己資金：100,000 千円	農林水産物・食 品輸出基盤強化 資金：100,000千 円 融資(○○銀行) ：10,000千円 自己資金： 10,000千円	信用保証支援事 業 食流機構の債務 保証(○○銀 行) スタート・ハイ・クレジット (○○銀行) 輸出税制(割増 償却) 農地法の特例
	○○向け新商品の開発	20,000		農林水産物・食 品輸出基盤強化 資金：20,000千 円	
令和 ○年度					
令和 ○年度					

- (注) 1 申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 輸出事業計画の実施期間に応じて、適宜行を追加すること。
 3 借入金・補助金等については、計画申請時点における予定を記載すること。
 4 民間金融機関からの融資については金融機関名を括弧で記載すること。
 5 事業費の内訳になる設備資金・運転資金について関連事業による支援を受けたい場合は、活用予定の資金名、補助事業名及び金額を記載すること。

- 6 5の他に各種支援措置による支援（農地法の特例、税制の特例等）を受けたい場合は、備考欄に活用予定の支援策を記載すること。
- 7 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から外国関係法人等への出資や、外国関係法人等が必要な資金を国内親会社に貸付ける場合は、備考欄に当該外国関係法人等の名称、代表者名、所在地を記載すること。

8 その他特記事項等

--

※直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

別添

都道府県の担当者名及び連絡先	都道府県名：
	氏名（ふりがな）：
	所属（部署名等）：
	役職：
	電話番号：
	FAX：
	E-mail：
申請者の担当者名及び連絡先	申請者団体名：
	氏名（ふりがな）：
	所属（部署名等）：
	役職：
	電話番号：
	FAX：
	E-mail：

・輸出事業計画の認定規程第5の規定に基づく支援の対象となろうとする計画又はGFPグローバル産地づくり推進事業活用産地で計画の認定を申請する方はチェックしてください。

- の場合、都道府県による内容の確認が必要となります。

・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者に係る計画の認定を申請する方はチェックしてください。

- の場合、都道府県による内容の確認が必要となります。

・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 39 条の規定により、農地法の特例を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

の場合、都道府県による内容の確認が必要となります。

・株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による資金の貸付けの対象となろうとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。この場合、本計画の内容について同社に提供されることとなります。

・租税特別措置法第 13 条の 2 又は第 46 条の 2 の規定により割増償却の適用を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例（債務保証）を受けようとするとき、又は第 42 条の規定により、株式会社日本政策金融公庫法の特例（スタンドバイ・クレジット）を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

輸出事業の用に供する施設の整備の内容

(注) 輸出事業の用に供する施設を整備する場合に記載すること。
 (農地法および租税特別措置法の特例措置の適用を受けようとする施設については必ず記載すること。また、株式会社日本政策金融公庫法の特例を受け、貸付けを受ける資金の使途に、施設の整備が含まれる場合についても、記載すること。)

1 施設の整備の内容

番号	取得予定年月	適用を受けようとする特例措置	新設等	施設の種類	施設の名称／規模・能力等
①					
②					
③					

番号	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積
			登記簿	現況	
①					
②					
③					

2 施設を整備する者の概要

番号	
	氏名：
	住所：
	氏名：
	住所：
	氏名：
	住所：

- (注) 1 「適用を受けようとする特例措置」には、農地、税制（併用する場合は両方）に記載すること。
 2 「新設等」には、新設、改修、用途変更の別を記載すること。
 3 「施設の種類」には、農地法および租税特別措置法の特例措置の適用を受けようとする施設、公庫法の特例を受け、資金の貸付けを受けて整備する施設について、建物、建物附属設備、構築物、機械装置の別を記載すること。
 4 「規模・能力等」には、建物であれば建築面積、機械装置については台数等を記載すること。
 5 「2 施設を整備する者の概要」の「番号」には、整備する者ごとに、対応する「1 施設の整備の内容」の番号を列挙して記載すること。
 6 施設を整備する者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「本店又は主たる事務所の所在地」を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 施設の規模及び構造を明らかにした図面

様式 1 - 2 - 1 農地法の特例措置（法第 39 条第 1 項関係）

(注) 農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を必要とする場合に記載すること。

1 農地を転用する者の氏名及び住所	氏 名		住 所		
2 施設の種類					
3 土地の所在等	土地の所在	地番	耕作者の氏名		
	計 筆		m ² (田	m ² 、畑	m ²)
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			m ²	
	建築物		m ²		
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
6 その他参考となるべき事項					

- (注) 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、様式 1（別紙）と整合性を図ること。
 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が申請者以外の法人である場合には、その登記事項証明書若しくは定款又はこれに代わる書面
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 輸出事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（様式 1 及びその添付書類と整合を図ること。添付書類と同じ場合には、省略できる。）
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

様式 1-2-2 農地法の特例措置（法第 39 条第 2 項関係）

（注）農地法の特例措置（農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を必要とする場合に記載すること。

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏 名		住 所	
	譲 受 人				
	譲 渡 人				
2 施設の種類の					
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
計 筆		m ² (田	m ² , 畑	m ² , 採草放牧地	m ²)
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権 利 の 設 定 ・ 移転の別	権 利 の 設 定 ・ 移転の時期	権利の存続期間	
5 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
6 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要					
7 その他参考となるべき事項					

- （注） 1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、様式 1（別紙）と整合性を図ること。
 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
 4 譲渡人が 2 者以上存在する場合には、1 及び 3 の欄には「別紙記載のとおり」と記載し、次の別表 1 及び別表 2 により記載することができるものとする。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- （1）譲受人が申請者以外の法人である場合には、その登記事項証明書若しくは定款又はこれに代わる書面
- （2）土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- （3）土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- （4）輸出事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（様式 1 及びその添付書類と整合を図ること。添付書類と同じ場合には、省略できる。）

- (5) 農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(別表1) 1の欄 (当事者の氏名及び住所)

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(別表2) 3の欄 (土地の所有者の氏名等)

土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
			権利の種類及び内容	権利者の氏名

(注) 本表は、(別表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

様式 1 - 3 株式会社日本政策金融公庫法の特例（法第 41 条関係）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 41 条の規定により、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による農林水産物・食品輸出基盤強化資金の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う輸出に取り組む事業者と農林漁業者等との農林水産物・食品の安定的な取引関係について記載すること。

（輸出品目：○○）

（単位：kg、千円）

品目	取引先	安定的な取引関係				安定的な取引を図るための措置
		現状 (令和○年)		目標年 (令和○年)		
		数量	金額	数量	金額	
						【契約の期間】 【価格の基準】 【輸出ができない場合の取扱い】 【海外の消費者需要等の情報の伝達方法】
						【契約の期間】 【価格の基準】 【輸出ができない場合の取扱い】 【海外の消費者需要等の情報の伝達方法】

（記載要領）

- 仕入れ先の農林漁業者等との主な取引品目について記載すること。
（申請者が農林漁業者等の場合は記載不要。）
なお、農林漁業者等から直接仕入れていない品目については、仕入れ先の製造・流通事業者等との主な取引品目について記載すること。
- 品目については、原則として主原料とし、製品の場合を含め国産原料割合を（ ）書きで併記すること。
- 現状及び目標年については、輸出事業計画の「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」と合わせること。

様式 1 - 4 租税特別措置法の特例（所得税又は法人税の割増償却関係）

租税特別措置法第 13 条の 2 第 1 項若しくは第 46 条の 2 第 1 項又は所得税法等の一部を改正する法律附則第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法第 46 条の 2 第 1 項若しくは第 68 条の 34 第 1 項の規定により、輸出事業用資産の取得等をして、所得税又は法人税の割増償却をしようとする場合に添付すること。

1. 輸出事業用資産の内容

	供用予定 年月日	施設の種類	施設の名称／規模・能力等	所在地	税制措置内容
1					30% ・ 35%
2					30% ・ 35%
3					30% ・ 35%

※施設の名称ごとに記載し、同一施設で複数の施設の種類がある場合は、施設の種類ごとに分けて記載すること。

※「施設の種類」には、機械装置、建物、建物附属設備、構築物の別を記載すること。

2. 供用予定年月日ごと、施設の種類ごとの計画

供用予定年月日	施設の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
	機械装置			
	建物			
	建物附属設備			
	構築物			
合計				

3. 補助事業に関する確認内容

確認事項	確認欄	
上記施設は「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」の対象に該当しますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
上記施設は「農産物等輸出拡大施設整備事業」補助金の交付を受けますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>

※内容を確認の上、「いいえ」のボックスにチェックが入った場合に、税制特例措置を受けることができます。詳細は輸出事業計画の HP をご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html

また、税制特例措置を受けるためには、導入した輸出事業用資産の一定割合以上を輸出事業の用に供していることにつき、後日農林水産大臣の証明を受ける必要があります。

輸出事業計画

※申請者名：○○○、品目：○○○

1. 輸出における現状と課題

2. 輸出事業計画の取組内容

3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制

4. 輸出目標額

※輸出先国と輸出する農林水産物・食品の現状及び目標金額を記載すること

様式 3

輸出事業計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

年 月 日 付けで認定を受けた輸出事業計画について、下記のとおり変更したいので、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、変更の認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、変更のないもの）

(記載上の注意)

1. 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔様式 1 の別紙〕を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 4

輸出事業計画の実施状況報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

年 月 日 付けで認定を受けた輸出事業計画に従い実施している輸出事業について、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 輸出事業の実施状況

	実施内容
計 画	
実 績	

(記載上の注意)

1. 計画の欄については、輸出事業計画認定申請書の添付に替えることができる。
2. 実績の欄については、原則として輸出品目の輸出事業計画最終年の 1 年間における輸出額、輸出货量、輸出先国及び生産量/取扱量とともに、計画策定時からの伸び率を記載すること。

2 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による農林水産物・食品輸出基盤強化資金の貸付けを受けた場合にあっては、安定的な取引の状況

(輸出品目：○○)

(単位：kg、千円)

品目	取引先	計画				実績		備考
		現状 (令和○年)		目標年 (令和○年)		目標年 (令和○年)		
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	

(記載上の注意)

1. 認定申請時に様式1-3を添付した者のみ記載すること。
2. 実績値が計画策定時の目標値を下回るものについては備考欄に理由を記載すること。

3 計画と実績が異なる場合の理由

(記載上の注意)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。